

I 東日本部会・統一論題報告

# 国際基準の現状とわが国の対応 —会計基準と会計実務—

山田 辰己  
有限責任あずさ監査法人

## 要 旨

本稿では、2009 年以降の日本における国際財務報告基準（IFRS）に対する対応について、企業会計審議会の報告書を中心に流れを整理し、さらに、IFRS を実際に適用する際にもっとも重要となる企業の経理部門および監査法人における人材育成の必要性についての問題点を指摘している。本稿は、2 つのセクションからなる。

日本における IFRS 対応では、2009 年 6 月の企業会計審議会の中間報告で、2010 年 3 月期から IFRS の早期適用（任意適用）を認めることおよび IFRS の強制適用について 2012 年に判断を行い、強制適用する場合には、2015 年または 2016 年から強制適用することが提案された。ところが、2011 年 6 月以降数年間は、IFRS の導入が足踏みした。しかし、2013 年 6 月の企業会計審議会の報告書は、IFRS の任意適用企業の拡大を推進する方向への転換を提案し、その後、任意適用拡大のための各種の対応がとられた。また、日本が適切と考える IFRS の姿を示すために、修正国際基準（JMIS）の公開草案が 2014 年 7 月に公表された。2013 年以降 IFRS の適用および適用予定企業は、急速に増大しており、2015 年 5 月末で 90 社となっている。

実務への影響では、IFRS の円滑な適用には、IFRS に通曉した人材の育成が必須であるとの認識から、このような人材育成のための仕組みを作る必要がある点を指摘し、また、IFRS の規定が明確でない事項への対応に当たり、個別企業のレベルで問題解決が図られる結果、実務が多様化するのを避けるために、データベースの整備などなんらかの対応が必要である点も指摘している。

## I はじめに

筆者は、2014年11月1日に青森公立大学で開催された国際会計研究学会第5回東日本部会で、「国際基準の現状とわが国の対応」という統一論題の下、「会計基準と会計実務」というテーマで発表する機会を得た。本稿は、そこでの発表内容の概要をまとめ、さらに加筆したものである。

統一論題の問題意識は、主催校の挨拶文にもあるように、「会計プロフェッションが関係する領域で求められる原則主義への対応やその前提としての概念フレームワークをベースとした考え方は、IFRSだけでなく、倫理、監査、会計教育、内部統制、統合報告などのグローバル・スタンダードにも通底する構成要素となっております。そこで、今回の統一論題は、『国際基準の現状とわが国の対応』と題して、さまざまな領域におけるグローバル・スタンダードの動向とそれが国際会計研究・実務・教育に及ぼす影響さらには我が国としての対応のあり方について考えてみたい。」というものである。

この趣旨を受けて、筆者は、①日本におけるIFRS（国際財務報告基準）への対応および②会計実務への影響という2つのテーマで報告を行った。

## II 日本におけるIFRSへの対応

### 1. 2009年6月の企業会計審議会の中 間報告およびその方針の転換

企業会計審議会企画調整部会は、2009年6月に、企業会計審議会の中間報告「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表し、次の2点を提案した。

(a) 2010年3月期から適格企業（国際的な財務・事業活動を行っている上場企業）に対

して、2010年3月期の連結財務諸表からIFRSの早期適用（任意適用）を認める。

(b) IFRSの強制適用の是非の判断時期は、諸課題の達成状況やIFRSの適用状況を確認する必要があることから、前後しうが、2012年を目途に判断する。2012年に判断された場合、その後最低3年の準備期間を確保し、2015年または2016年からIFRSを強制適用する。

また、この中間報告の提案を制度化する際に、米国会計基準に基づいて連結財務諸表を提出することを認めている取扱いを2016年で終了することも規定された。

このような制度変更の動きを受けて、2010年以降多くの上場企業が、IFRSの適用に向けて準備を開始した。

ところが、2011年6月に、当時の金融担当の自見大臣が記者会見において、①2015年3月期からの強制適用の可能性の否定（仮に強制適用を求める場合でも、決定後5年から7年の準備期間を設定するとされた）および②2016年で終了することとされている米国会計基準での開示の使用期限の撤廃について言及した。その後、2013年6月における企業会計審議会からの報告書において、2009年6月の同審議会からの報告書における強制適用に関する提案が取り下げられ（本稿執筆の2015年5月末時点でも強制適用に関する具体的な動きはない）、また、2011年8月の連結財務諸表規則などの改正によって、2016年までとされていた米国会計基準の使用期限が廃止された（今後も当面の間米国会計基準を使用することが可能となった）。

このように、2011年6月は、日本におけるIFRSの導入に関する大きな転換点となり、企業会計審議会は、それまでのIFRS導入に関する積極的な姿勢から、IFRSの導入をいろいろ

な観点から改めて検討を行うという慎重な姿勢へと変化した。企業会計審議会が再び IFRS の導入に関して積極的なメッセージを発信するのは、2013 年 6 月の報告書であり、2009 年 6 月の企業会計審議会の中間報告での提案を基に IFRS の導入の検討を始めていた多くの上場企業は、2011 年 6 月以降、その方針の再考を余儀なくされ、IFRS の導入という観点からは、この間に大きな空白が生じた。

## 2. 2011 年 8 月から 2012 年 7 月までの企業会計審議会での議論

2011 年 8 月には、企業会計審議会での議論が再開され、そこで示された「今後の議論・検討の進め方(案)」では、「企業会計審議会において、今後、国際会計基準について審議するに当たっては、会計基準に関する技術的議論に限定することなく、より広く、会計基準が、非上場企業・中小企業も含めた多様な企業の経済活動や税法・会社法・各種業規制など周辺に存在する制度、金融・資本市場等に与える影響等をよく認識し、これらを整理した上で、体系的な道筋を示しながら、議論・検討を行うことが適切である。」という視点から議論が行われることになった。そこでは、11 項目<sup>①</sup>が検討課題として取上げられ、その後、2012 年 7 月に同審議会から「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方についてのこれまでの議論 (中間的論点整理)」が公表されるまでの約 1 年間、この 11 項目に沿って議論が行われた。

中間的論点整理では、その冒頭において、同審議会での 1 年間の議論を次のように整理し、7 つの項目<sup>②</sup>について、その間の議論の状況をまとめている。やや長いですが、その冒頭の記述を引用する。

「現時点において、いくつかの論点について委員の意見になおかなりの隔たりがあり、最終

的な結論が出ているわけではなく、さらに審議を継続して議論を深める必要があるが、これまでの主な議論を整理すると、以下のとおりである。

概括的に整理すれば、わが国の会計基準は、これまでの努力の結果として高品質かつ国際的に遜色のないものとなっており、欧州より国際会計基準と同等であるとの評価も受けているが、今後とも、国際的な情勢等を踏まえ、会計基準の国際的な調和に向けた努力を継続していく必要がある。

その際には、引き続き、以下で述べる連単分離、中小企業等への対応を前提に、わが国会計基準のあり方を踏まえた主体的コンバーゼンス、任意適用の積上げを図りつつ、国際会計基準の適用のあり方について、その目的やわが国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべきである。また、国際会計基準の開発においては、国際的な連携も念頭に置きつつ、積極的に貢献するとともに、わが国としての考え方については的確に意見発信していくことが重要である。」

## 3. 2013 年 6 月の自民党の IFRS に関する提言

2012 年末に民主党から自民党へ政権が交代して以降、IFRS を巡る議論は、IFRS 導入に積極的な論調に変化した。2013 年 6 月 13 日には、自民党政務調査会と金融調査会企業会計に関する小委員会から「国際会計基準への対応についての提言」が公表され、「IFRS に関する経緯と現状について概括した上で、IFRS への今後の対応に関する基本的考え方およびその具体的な方向性についての提言」を行っている<sup>③</sup>。その第 4 章「具体的な対応」においては、姿勢の明確化、任意適用の拡大、わが国の発言権の確保および企業負担の軽減という 4 つの

節を設けて、その中で具体的な提言を行っている（その概要は表 1 参照）。この中では、日本が、IFRS を導入することに前向きであるという姿勢を明確化することが重要だとして、IFRS の採用企業を 2016 年末までに 300 社以上とするという具体的な数値が示されたことが特徴である。また、強制適用に至るプロセスとして、早急に任意適用企業数の拡大を図ることが重要であること、さらに、IFRS の設定において、わが国の発言力を確保するために、日本の考え方を IFRS に盛り込んだ修正版 IFRS（J-IFRS）の作成も提言されている。また、

有価証券報告書において開示される単体財務諸表の簡素化を図るべきことも提案されている。なお、この内容は、後述する企業会計審議会の「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013 年 6 月 19 日）とほぼ同趣旨の内容となっており、2012 年末に自民党政権が発足してから、IFRS の導入に向けての議論が積極化したことがうかがえる（なお、民主党は、2009 年 9 月から 2012 年 12 月まで政権の座にあったが、既に触れたように、2011 年 6 月以降は IFRS 導入に慎重な姿勢を明確にした）。

【表 1】自民党提言（2011 年 6 月）の概要

第 4 章の各節の名称	提言の主な内容
姿勢の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 今後 3 年間の「集中投資促進期間」（2016 年まで）のできるだけ早い時期に、強制適用の是非や適用に関するタイムスケジュールを決定するよう、各方面からの意見を聴取し、議論を深めることが重要</li> <li>② モニタリング・ボード<sup>(4)</sup>のメンバー要件である「IFRS の顕著な適用（prominent application）」を実現するために、この要件の審査が行われる 2016 年末までに、300 社程度の企業が IFRS を適用する状態になるよう明確な中期目標を立て、その実現に向けてあらゆる対策の検討とともに、積極的に環境を整備すべき</li> </ul>
任意適用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 早急に任意適用企業数の拡大を図ることが重要であり、任意適用要件を緩和すべき</li> <li>② IPO 促進の観点も踏まえ、上場企業要件を撤廃し、海外子会社の保有等の限定を削除すべき</li> <li>③ IFRS 適用拡大に向けた実効性のあるインセンティブの検討を進めるべき</li> <li>④ 自民党経済再生本部の「中間提言」にあるグローバル 300<sup>(5)</sup>（IFRS の導入、独立社外取締役の採用など、経営の革新性等の面で国際標準として評価される企業から構成）を早期に実現すべき</li> </ul>
わが国の発言権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>① IFRS 策定にかかわるポストの確保、日本の主張を明確したうえでの積極的な意見発信など日本の貢献と重要度を世界各国に十分知らしめるべき</li> <li>② 当期純利益の重視など、日本が行ってきた主張をさらに明確に発信していく観点から、また、わが国として考えるあるべき IFRS の姿を実現する意味においても、J-IFRS<sup>(6)</sup>の導入の検討をすべき</li> </ul>
企業負担の軽減	IFRS 適用に伴う実務負担の軽減および単体開示の簡素化を図るべき

#### 4. 2013年6月の企業会計審議会の報告書

2013年6月19日には、企業会計審議会から「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」<sup>7</sup>が公表され、2011年6月以降混迷していたIFRS導入に関する日本の当面の方針が明確化された。当面の方針を構成する各章およびその主な内容は、表2に示すとおりである。

既に触れたように、その内容は、同月に公表された自民党のIFRSに関する提言と同じトーンとなっている。ここでは、2点について指摘しておきたい。

##### (1) IFRSの強制適用

この報告書では、自民党の提言と異なり、「IFRSの強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にはないが、今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方、米国の動向およびIFRSの開発状況等の国際的情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当」であるとして、IFRSの強制適用については、判断を留保している。これは、IFRSの強制適用を提案している2009年6月の同審議会の報告書の考え方を正式に改めたものである。

##### (2) J-IFRS（現在はJMIS）の作成

この報告書では、J-IFRSの作成を提案している。既に触れたように、これは、2014年7月に修正国際基準（JMIS）として、ASBJから公開草案が公表されている。JMISは日本基準であり、これを採用してもIFRS適用企業数にはカウントされないため、多くの企業に採用されることは当初から予定されていない。その目的は、日本が適切と考えるあるべき会計基準の姿を示すことにあり、採用企業数は問題では

ないというのが、当局の姿勢である。JMISを作成すると、日本には、4つの基準（米国会計基準、指定国際会計基準、日本基準およびJMIS）が並存することになり、制度としてわかりにくく、利用者利便に反するとの懸念がある。報告書では、この点に関して、「IASBに対する意見発信やコンバージェンスに向けた取組み等、単一で高品質な国際的な会計基準がグローバルに適用される状況に向けての努力は継続されるべきであり、4基準の並存状態は、大きな収斂の流れのなかでの一つのステップと位置づけることが適切である」と表現している。さらに、JMISは、IFRSの強制適用を検討する際には、その必要性が改めて見直されることとなっている。IFRSの強制適用を決定する際に、そこで適用が求められるIFRSがIASBの作成するIFRS（連結財務諸表規則などでは、「指定国際会計基準」とされている。また、「ピュアIFRS」とも呼ばれることもある。）以外となる可能性は低いと考えられることから、JMISが今後どのような形で存続するのか（またはしないのか）は、はっきりしていない。

なお、JMISの作成によって、日本がIFRSの会計処理に変更を加えようとしているのは、次の2点である。

##### (a) のれんの非償却に対する修正

JMISでは、企業結合で取得したのれんは、耐用年数にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却するように、IFRSの規定を修正することを提案している（また、関連会社等に対する投資に含まれるのれん相当額に対しても同様の償却を提案している）。その際に、のれんの耐用年数は、その効果の及ぶ期間によることを原則とするが、20年を超えてはならないとされている。2010年3月期か

【表 2】「IFRS への対応のあり方に関する当面の方針」（2011 年 6 月）の概要

各章の名称	各章の主な内容
IFRS への対応のあり方に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 今後数年間が重要な期間で、任意適用の積み上げを図ることが重要</li> <li>② IFRS の強制適用の是非等については、未だその判断をすべき状況にはないが、今後、任意適用企業数の推移も含め今回の措置の達成状況を検証・確認する一方、米国の動向および IFRS の開発状況等の国際的情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当</li> <li>③ 仮に強制適用をする場合でも、十分な準備期間を設けることが必要</li> <li>④ 「新指数(グローバル 300 を指す)」の対象企業の選定にあたって、IFRS の適用を考慮することが期待される</li> <li>⑤ IFRS の策定に対する発言権の確保が重要</li> </ul>
IFRS 任意適用要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定会社であるための 3 つの要件のうち、下記(b)の要件以外を廃止 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 上場していること</li> <li>(b) IFRS による連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしていること</li> <li>(c) 国際的な財務活動または事業活動を行っていること</li> </ul> </li> <li>② 上場準備段階から IFRS の適用を希望する IPO 企業の負担への配慮</li> </ul>
IFRS の適用の方法 (J-IFRS の導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業会計基準委員会 (ASBJ) によるエンドースメント・プロセスの創設を通じて、日本が考える「あるべき IFRS」を提示</li> <li>② IFRS の個別基準をエンドースする際の判断基準は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 会計基準に係る基本的な考え方の違い (例えば、のれんの非償却、その他の包括利益 (OCI) のノンリサイクリング)</li> <li>(b) 実務上の困難さを伴うもの (コストに比べて便益が上回らない) (例えば、非上場株式の公正価値測定)</li> <li>(c) 周辺制度との関連 (各種業規制との関連)</li> </ul> </li> <li>③ 削除または修正する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定</li> </ul>
単体開示の簡素化	金融商品取引法における単体開示の簡素化を図る

ら適格企業 (国際的な財務・事業活動を行っている上場企業) に対して、2010 年 3 月期の連結財務諸表から IFRS の早期適用 (任意適用) を認める。

**(b) その他の包括利益 (OCI) で認識された項目は、すべて当期純利益へリサイクリングすることとする修正**

IFRS 第 9 号 (金融商品) では、OCI を通

じて公正価値で測定する持分金融商品 (持合株式) への投資に係る利得または損失は、減損を認識する場合および当該投資の認識の中止を行う場合でも、OCI 累計額を当期純利益へ振替える (リサイクリング) ことを認めていない。また、IAS 第 19 号 (従業員給付) では、確定給付型年金に関連して OCI で認識される「確定給

付負債の純額の再測定」損益<sup>⑧</sup>をその後当期純利益へ振替えることを認めていないが、JMISでは、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間（予想される退職時から現在までの平均的な期間）で按分した額を、每期 OCI 益累計額から当期純利益に振り替える修正を提案している。

これ以外の論点として、日本基準である JMIS に対する解釈指針を ASBJ が公表するかどうかという論点がある。JMIS は、日本基準とはいっても、上記 2 点以外は IFRS と同じであり、JMIS に対する解釈指針を ASBJ が公表すれば、実質的に IFRS に関する日本の独自の解釈となり、各国にできるだけ IFRS の独自の解釈を行うことを控えるように求めている IASB との関係の整理が必要となろう。この点での議論の行方を注視したい。

## 5. 2013 年 6 月以降の IFRS 採用企業の拡大

日本における IFRS 採用企業数は、増大の一途をたどっている。筆者が、東日本部会で発表した時点（2014 年 11 月 1 日）では、既適用企業は 27 社、適用予定企業が 25 社、合わせて 52 社であった（これ以外に、三井住友ファイナンシャル・グループは、ニューヨーク上場に際して IFRS を適用している）。

この企業数が、筆者が本稿を執筆している 2015 年 5 月末では、90 社に増えている。さらに、新たに決算短信において「会計基準の選択に関する基本的な考え方」を開示することになり、そこで正式な決定は行っていないが IFRS の適用を予定している旨を表明している企業が 10 社あり、合計すると 100 社に至っている。半年あまりの間にほぼ倍増しているということができ、日本における IFRS の任意適用は、今後も拡大を続けることが予想される。

【表 3】IFRS 任意適用または任意適用予定企業（90 社）

2015 年 5 月 31 日現在

	会社名
既適用企業 61 社	日本電波工業、住友商事、HOYA、日本板硝子、日本たばこ産業、DeNA、SBI ホールディングス、アンリツ、マネックスグループ、双日、トーセイ、旭硝子、楽天、中外製薬、ネクソン、三菱商事、三井物産、伊藤忠商事、丸紅、武田薬品工業、第一三共、ソフトバンク、アステラス製薬、小野薬品工業、そーせいグループ、伊藤忠エネクス、すかいらーく、ファーストリテイリング、テクノプロ・ホールディングス、本田技研工業、セイコーエプソン、リコー、電通、トリドール、ヤフー、富士通、参天製薬、日東電工、エーザイ、コニカミノルタ、ケーヒン、日本取引所グループ、伊藤忠テクノソリューションズ、エムスリー、コナミ、日立製作所、日立化成、日立金属、日立建機、日立工機、日立国際電気、日立ハイテクノロジーズ、日立キャピタル、日立物流、クラリオン、デンソー、ユタカ技研、エフ・シー・シー、八千代工業、ショーワ、ワールド
適用予定企業 （正式採用） 29 社	クックパッド、ホットリンク、ジーエヌアイグループ、DGM 森精機（2015 年 12 月期）LIXIL グループ、大和証券、クロスカンパニー、ネクスト、住友理工、KDDI、日信工業、ティアック、ノーリツ鋼機、飯田グループホールディングス（2016 年 3 月期）、花王（2016 年 12 月期）

	三菱ケミカルホールディングス, 田辺三菱製薬, 日本合成化学工業, 東芝, アサヒホールディングス, JX ホールディングス, パナソニック, コロワイド, NEC, クレハ (2017年3月期) スミダコーポレーション (2017年12月期) 味の素 (2018年3月期) 日本ハム, 大陽日酸 (2019年3月期)
適用予定 (公式な採用決定ではない) 10社	テイ・エス テック (2016年3月期) ブラザー工業, ニコン, 沢井製薬 (2017年3月期) 協和発酵キリン, キリンホールディングス, 日本電産 (2017年12月期) ジーテクト (2018年3月期) NTT ドコモ (2019年3月期) マツダ (任意適用時期を検討中)

(注) このほか、三井住友フィナンシャル・グループはニューヨーク上場に際して IFRS 財務諸表を使用している。

### III 実務への影響

この部分に関する東日本部会での筆者の報告は、①IFRS を理解できる企業の経理担当者および監査法人の実務担当者の育成の必要性および②IFRS の規定が明確でない事項への対応の2点に的を絞ったものであった。

#### 1. IFRS を理解する人材の育成の必要性

IFRS は、各国の法体系を勘案した会計基準とはなっていない。どのような法体系の国でも適用できるように、会計基準の目的およびその基準の根底にある原則を明確にする「原則主義」という考え方が採用されている。そのため、企業が直面するさまざまな事態や取引の会計処理に当たっては、当該 IFRS がどのような経緯を経て作成されたのか、また、過去における IFRS の改訂は、どのような問題を解決するためのものであったかといった改訂の経緯を十分理解する必要がある。さらに、概念フレームワークにおける財務報告の目的や有用な財務

情報の質的特性 (目的適合性や忠実な表現など)、さらに、資産・負債などの財務諸表の構成要素の定義、そして、認識規準などに対する理解が必要である。特に、IFRS では、各 IFRS の規定が概念フレームワークに優先することが原則であるが、概念フレームワークは、IFRS に明確な規定がない場合には、最後の判断規準として機能することが規定され、IFRS の一部として実質的に機能しているので、それに対する的確な理解は必須である。概念フレームワークでは、取引その他の事象または状況に具体的に当てはまる IFRS がない場合には、経営者が、どのような会計方針を採用するかを決定しなければならないとされているが、そのような場合には、経営者は、①類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS の規定、次いで、②概念フレームワークにおける資産、負債、資本、収益および費用に関する定義、認識規準および測定概念を参照しなければならないと規定されている (IAS 第 8 号 (会計方針、会計上の見積の変更および誤謬) 第 10 項)。

このような知識を持った経理担当者および

監査法人のパートナーやスタッフの育成は焦眉の急務といえるが、それらに対する関係者の明確な理解と実際の対応はまだまだ緒に就いたばかりという状況である。さらに、財務諸表作成企業において、IFRSの適用経験が進むにつれて、より細かい実務的な論点を作成者と監査人との間で議論し、解決しなければならないケースが増加しつつある。このような需要に対応できる仕組みの構築が、作成者および監査法人のそれぞれに求められている。

## 2. IFRSの規定が明確でない事項への対応の必要性

IASBには、IFRSの規定に欠落があり、それが一般性を持つ問題である場合には、IFRS解釈指針委員会(IC)を経由して問題点をIASBに提起し、解決を図るという仕組みがある。これを通じて、各国の会計基準設定主体が独自にIFRSの解釈を行うことを避けることが期待されている。しかし、このプロセスには、時間がかかり、さらに、問題点が一般性を持たない、ないし、あえて解釈指針を出すだけの難解さはないと判断される恐れもある。

このような場合には、大手監査法人では、その所属する国際的なネットワークのなかでネットワーク・ファームの見解として解決できるかもしれない。しかし、被監査企業が直面するより日常的な実務問題に対して、しかも、短時日のうちに解決策に合意しなければならない場合に、財務諸表作成者および監査法人はどのように対応できるかが問題となる。既に触れたように、IFRSに通曉した人材を育成して対応するというのもっとも適切な回答であろうが、問題点の解決を個別の事案レベルで解決することによって、判断が多様になる恐れも排除できない。ある種の共通のデータベースを構築し、類似の自体や取引に対して過去に行われた

判断を集積することも考えられるが、取引の個別性や守秘義務などの問題から、短時日のうちに多くの関係者が満足する対応策を見出すのは難しい状況だといえる。この問題に明確な回答はないが、問題点を理解し、それを解決すべきとの問題意識を持つことによって、今後、この面での進展が図られることを期待したい。

### 注

- (1) 「今後の議論・検討の進め方(案)」で示された11項目は、次のとおりである。
  - ① 我が国の会計基準・開示制度全体のあり方
  - ② 諸外国の情勢・外交方針と国際要請の分析
  - ③ 経済活動に資する会計のあり方
  - ④ 原則主義もたらす影響
  - ⑤ 規制環境(産業規制、公共調達規則)、契約環境等への影響
  - ⑥ 非上場企業・中小企業への影響、対応のあり方
  - ⑦ 投資家と企業とのコミュニケーション
  - ⑧ 監査法人における対応
  - ⑨ 任意適用の検証
  - ⑩ 国内会計基準設定主体(ASBJ)のあり方
  - ⑪ 国際会計基準設定主体(IASB)のガバナンス
- (2) 7項目は、次のとおりである。
  - ① 会計基準の国際的調和
  - ② 国際会計基準の適用
  - ③ わが国としての意見発信
  - ④ 単体の取扱い
  - ⑤ 中小企業等への対応
  - ⑥ 任意適用
  - ⑦ 原則主義への対応等
- (3) 提言は、国際会計基準に関する経緯、国際会計基準に関する現状、国際会計基準への我が国の対応に関する基本的考え方および具体的な対応という4つの章から構成されている。
- (4) 2009年1月のIFRS財団の定款の改定によってモニタリング・ボードが創設された。モニタリング・ボードは、IFRS財団の評議員会と規制当局との連携を図るために設定されたもので、評議員の選任を承認したり、評議員会の活動状況の報告を受けたりすることになっている。メンバーは、日本、米国、EC、ブラジルおよび韓国の規制当局に加え、証券監督者国際機構(IOSCO)からの2名で構成されており、さらに、銀行監督に関するバーゼル委員会がオブザーバーとして参加している。

- (5) これは、2014年1月以降新規に導入された「JPX 日経インデックス 400」を指している。400銘柄の選定に当たって、定量的な指標（3年平均ROE、3年累積営業利益および選定基準日時点における時価総額）によるスコアリングに加えて、定性的な要素による加点があり、その1つとして「IFRS採用（ピュアIFRSを想定）または採用を決定」が指定されている（他の2つの要素は、「独立した社外取締役の選任（2人以上）」および「決算情報英文資料のTDnet（英文資料配信サービス）を通じた開示」である）。
- (6) J-IFRSの作成については、その後、ASBJにおいて検討が行われ、2014年7月31日に「修正国際基準（Japan's Modified International Standards (JMIS)）」の公開草案が公表されたが、2015年5月末時点では、まだ、最終基準とはなっていない。
- (7) この報告書は、はじめに、IFRSへの対応のあり方に関する基本的な考え方、IFRS任意適用要件の緩和、IFRSの適用の方法および単体開示の簡素化という5章からなり、それぞれにおいて当面の方針が示されている。
- (8) これは、制度（年金）資産の1会計期間の運用利回り実績から、制度資産に係る利息収益を除いた金額として計算される。IAS第19号では、この再測定損益は、当期純利益に振替える合理的規準がないため、当期純利益へのリサイクリングは禁止されている。

## 参考文献

- 企業会計審議会 [2009], 『中間報告「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」』
- 企業会計審議会 [2011], 『今後の議論・検討の進め方（案）』
- 企業会計審議会 [2012], 『国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）』
- 企業会計審議会 [2013], 『国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針』
- 自民党政務調査会・金融調査会企業会計に関する小委員会 [2013], 『国際会計基準への対応についての提言』